

3 登下校時における不審者に対する緊急時の対応（中学校）

事例 「下校中に不審者に声をかけられた」

A子は友だちと別れて一人で下校中、乗用車がA子の横に止まり「家まで送ってあげようか」と運転手から声をかけられた。断ると腕をつかもうとしたのでびっくりして駆けだし「子ども110番の家」に助けを求めた。直ちに学校へ「Aさんが危ない目に遭い、避難を求めてきましたので預かっています」と連絡が入った。

1 事例における分析の視点

- (1) 登下校中の不審者による事件であり、学校側の迅速で的確な対応が求められる。
- (2) 当該生徒の被害の確認とその対応、身体的に無事でも心の動揺が大きく、心を落ち着かせるための対応が求められる。
- (3) まだ下校していない、あるいは下校途中の生徒への対応が求められる。
- (4) 警察への通報、教育委員会への報告など、不審者情報の提供とその後の対応が求められる。
- (5) 通学路の点検、PTA（保護者）・地域の関係機関や警察との連携・協力が求められる。
- (6) 当該生徒及び保護者への心のケアを行うための体制を整えることが求められる。

2 事件発生時の対応のポイント

- (1) 救助要請
 - ① 事件発生の連絡を受けた教職員は、直ちに事件の第一報を学校長等に伝え、同時に警察に通報を行う。
 - ② 事件発生の連絡を受けた教職員は、生徒の負傷の有無を確認し、必要に応じて救急車の出動の要請を行う。
- (2) 情報収集
 - ① 複数の教職員が現場に向かう。（生徒名簿、携帯電話持参）
 - ② 警察の指示があれば、通報者、当該生徒、事件の目撃者等から情報の収集を行う。
 - ③ 事件対応用に学校の電話回線を確保する。
- (3) 応急処置
 - ① 当該生徒が負傷している場合は、直ちに応急処置を行う。
※ 身体的負傷の程度によっては、消防署に連絡して救急車の出動を要請する。
- (4) 二次被害防止への対応（継続して、生徒への危害が加わる可能性がある場合）
 - ① 下校中の生徒への対応・・・校区の巡視と注意の喚起
 - ② 在校生徒の下校の対応・・・集団下校、生徒の引き取り（保護者等の協力）
- (5) 保護者への連絡
 - ① 学校長・教頭・担任は、当該生徒の様子、現場からの報告や事件の対応を保護者に説明し、引き取ってもらう。保護者が不在ならば、緊急連絡先より保護者に連絡し、連絡が取れるまで学校で待機させる。
- (6) 関係機関との対応及び連絡
 - ① 学校長・教頭、生徒指導部等は、警察への連絡だけでなく、警察と協力して事件の対応を行う。また、事件の概要について、教育委員会への第一報を入れる。
 - ② 詳細が分かり次第、事件後の安全指導の方法も含めて教育委員会に報告する。

3 事後指導

- (1) 被害を受けた生徒・保護者への対応
 - ① 動揺を緩和するため、面接や家庭訪問を直ちに実施する。
 - ② 関係諸機関、スクールカウンセラー、臨床心理士等との連携により、当該生徒及び保護者の「心のケア」に努める。
- (2) 生徒への対応
 - ① 全校集会など、再発防止に向けた指導を行う。
 - ② 防犯教室の開催など、危険な場面に遭遇した場合の対応方法について指導を行う。
- (3) 情報の整理と提供
 - ① 事件の内容や対応の経過について記録し、保管するとともに重大事件などの場合は報道機関などへの情報提供の窓口を設置する。
 - ② 必要に応じ、保護者や地域の方に対し、学校だより、保護者説明会、地域集会を開催し情報を提供するとともに、今後の取組の一層の充実に向け、協力と支援を要請する。
- (4) 対応の評価
 - ① 事件・事故の発生時における対応について具体的に評価し、安全管理、安全教育の充実と防犯に対する意識の向上を図る。

4 危機管理・指導のプロセス

- (1) 未然防止に向けた取組

子どもの危険回避能力とは、危険を事前に予測して事件・事故を未然に防ぐための能力を身につけることである。日ごろから安全な登下校の仕方、不審者への対応等の指導を徹底することにより、生徒が自らの判断で適切に行動し、安全を確保ができるようにすることを旨として取り組むことが重要である。

 - ① 『安全マップの活用』

マップづくりの経験を生かし、自分たちの地域の危険箇所調べを通して、安全に対する意識を高め、安全マップを活用して情報交換を行うなど、危険回避能力を向上させる取組を行う。
 - ② 安全教育授業の実施

例 題材『こんなとき どうする』

不審者から声をかけられた時の寸劇を見せて、不審者に会った時にどのように対応すればよいかをグループ別に協議させる。実際の場面を想定し、より安全に自分の身を守る対応方法をグループ毎に発表する。

- ア より安全に不審者から自分の身を守る方法や対応を考えさせる。
 - イ 対応方法を発表し、よかったところや困ったところを出し合い、「本当に安全な方法」かどうかを考えさせる。
 - ウ 「大きな声を出す」という対応方法がよく出てくるが、実際にはなかなか出せない生徒がいることに気付かせ、防犯ブザーの使用方法について指導する。
- (2) 地域・PTAとの連携・協力
 - ① 地域の安全確保
 - ア 学校やPTAだけでなく地域の人々が協力して「子ども安全の家」の設置、及び「地域安全パトロール」を行う。
 - イ 長期休業等を活用し、教職員と地域の方々との協議会や交流会などの機会を設ける。

ウ 地域学習として地域自治会やPTAの方々と連携し、通学路の点検や危険箇所の確認を行う。

エ 必要に応じて登下校時に教職員とPTA合同の登下校指導を行う。

② 地域関係機関、保護者、学校との情報の共有化

学校から積極的に保護者や地域関係機関に不審者情報を提供したり、保護者や地域の声を聞いたりして、日ごろから信頼関係を図り、地域の協力体制の確立に努める。

ア 学校だより、学級だより等で安全に関する情報発信を行う。

イ 各自治会の会合などに教職員の代表が参加して、学校外の生徒の実態の把握や、安全確保についての協力の依頼を行う。

(3) 防御対策

① 警察・消防署等と協力して、生徒、教職員を対象とした防犯教室講習会を開催し、不審者対応訓練により「知らない人に声をかけられたとき」などの対応方法や避難の仕方について具体的な指導を受ける。

② 防犯ブザーを携帯させ、使用方法を指導する。

(4) 啓発活動

① 安全標語を募集し、学校だよりなどに掲載したり、校区内に安全看板として設置したりする。

② 学校のホームページに安全教育の取組を紹介し、地域の方々に協力の依頼を行う。

不審者対応の指導のポイント…『イカのおすし』

イカ=行かない（見知らぬ人にはついていかない）
の=乗らない（絶対に車に乗らない）
お=大声を上げる（「助けて」と大声を上げる）
す=すぐに逃げる
し=知らせる（被害や犯人の特徴を知らせる）

『実習を通して学ぶ防犯教室』

1 取組のねらい

本校周辺において不審者による被害の報告が増えている。最近では、女子生徒が下校しているとき、車に乗った不審者から「郵便局はどこですか？」と声をかけられ、生徒が場所を教えると、「この辺の道がよく分からないので車で郵便局まで案内してほしい。」といわれ無理やり車に乗せられそうになるという事件が発生している。本校では日ごろから朝の会等で登下校の指導やPTAだよりで注意を喚起しているが、実際に事件に遭遇すると逃げられなかったり、声が出なかったりしている。また110番通報ができないことが多くある。

そこで、生徒自身が「自分の身は自分で守る」という姿勢をもち、不審者に遭遇したときにしっかりと対応できる能力をもたせるため、警察署の生活安全課の協力を得て、防犯教室を実施する。

2 取組のポイント

- (1) 実演・実習を交えることにより、予防策だけでなく、具体的な対応方法を学ぶ。
- (2) 被害の実態や不審者に遭遇したときの心理状態などの説明を受ける中で、被害者にならないためにはどのようなことに気を付けるかを学習する。

3 取組の内容

対象・・・全学年（実習を伴うため、学年単位で分けて行う。）

司会は教職員で行い、防犯教室の講師は警察官に依頼する。実習を行うための代表生徒を決めておく。

- (1) 不審者による被害の事例を示す。
いつ(季節、時間帯)、どのような場所でどのような事件が起こっているのかを知らせ、被害の実際を話してもらい、痴漢・恐喝・ひったくり・誘拐・露出狂など。
- (2) 被害に遭わないための予防策を、事例を参考に話してもらい。
- (3) もしも被害にあったら
 - ① 具体的な対処法
 - ② 110番の仕方
 - ③ グループに分かれて実践練習
- (4) まとめ
内容を確認し、生徒に感想を聞く。

事前指導として防犯教室の必要性やねらいを理解させ、動機付けを図ることが大切である。実施する前には警察署と綿密な打合せを行い、安全指導に対する研修を重ねること。事後には、安全教室での内容を参考にし、継続的な安全教育の実施と防犯意識の向上、学校の安全管理、そして保護者・地域関係機関の協力体制の充実に努める。

4 教職員の不審者対応訓練(中学校)

事例 「不審者侵入に対する訓練」

最近、地域の中でも不審者の出没が多くなり、職員会議で「不審者の校内侵入もあり得るので、そのための訓練が必要」ということになった。生徒指導部を中心に**不審者侵入に対する教職員の対応訓練を警察と連携し、計画することになった。**

1 事例における分析の視点

- (1) 全職員が参画した訓練計画を作成する。
- (2) 学校独自の危機管理マニュアルに基づいた訓練を実施し、マニュアルの点検を併せて行う必要がある。
- (3) 地域自治会や関係機関、保護者等との意見交換や情報交換が日常的に行えるようにする。
- (4) 警察と連携することにより緊迫感をもって臨めるようにする。

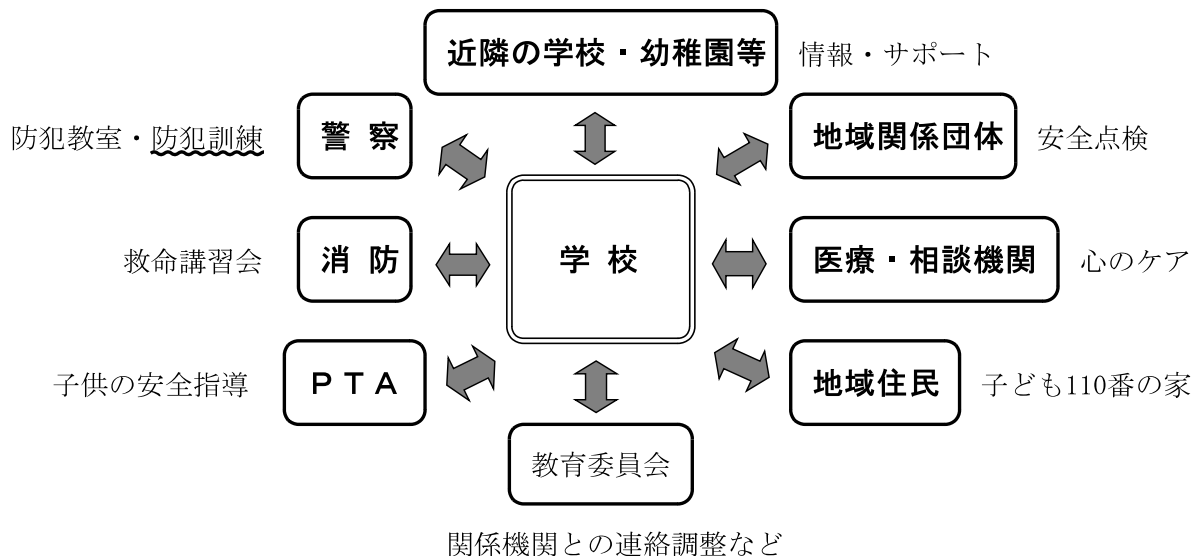
2 取組のポイント

- (1) 不審者侵入に対して組織的な行動や役割の確認を行う。
- (2) 不審者侵入に対する教職員に対する意識付けを行う。
- (3) 実際に事件が発生した場合には、迅速かつ的確な行動がとれるように訓練を行う。
- (4) 警察と連携して安全管理の点検を行う。
- (5) 心のケアを視点に入れた相談体制づくりを行う。

○ 学校と地域・関係諸機関との連携（文部科学省 危機管理マニュアルより）

※ 学校だけでは、不審者から子供を守ることはできません。

学校を中心に、家庭、地域、関係機関等が一体となり、それぞれの役割を果たすとともに、お互いに協力しあうことにより、大きな成果を上げることができます。



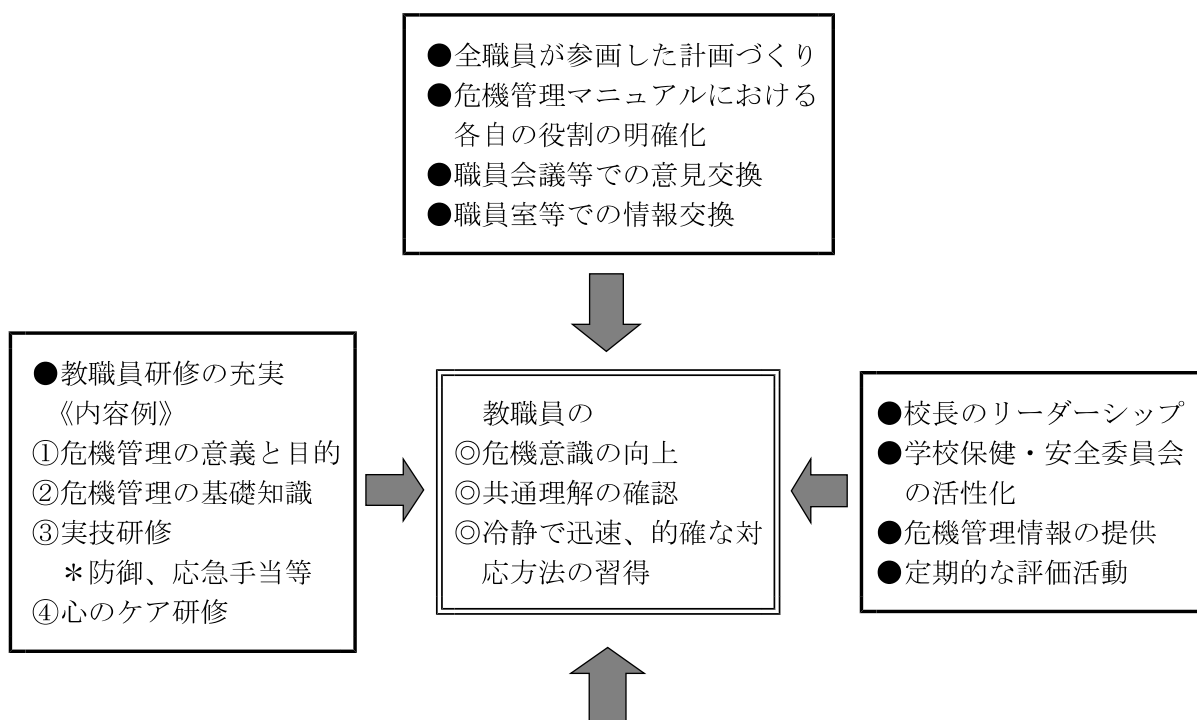
3 取組の概要

(1) 取組の趣旨

- ① 不審者侵入に対応するための組織づくり。
- ② 教職員の危機意識の向上と共通理解の確認。
- ③ 不審者侵入時に迅速かつ的確に行動するために警察等の関係機関と連携した訓練を行う。

○ 教職員の共通理解と訓練の重要性（文部科学省 危機管理マニュアルより）

※ 不審者の侵入などによる緊急事態に迅速・的確に対応し、子どもの安全を確保するとともに、正常な教育活動を保つためには、教職員一人一人が、それぞれに役割を十分に理解し、互いに連携を図りながら、いかなる状況にも落ち着いて対応できるようにしておくことが大切である。



訓練の繰り返し

- 1 教職員の不審者訓練の目的
 - (1) 模擬体験による実践力の向上
 - (2) 危機管理マニュアルの活用による組織力の向上
 - (3) 危機管理マニュアルの見直し
- 2 配慮事項
 - (1) 様々な場面や状況を想定して行うことが望ましい
(不審者の数、凶器の種類、負傷者の数、立てこもり等)
 - (2) 時系列に各担当の任務が分かる一覧表を作成する
 - (3) 家庭、地域、関係機関、教育委員会等の協力や参加を得る
 - (4) 生徒が恐怖心を抱かないように場所や時間帯を工夫する

(2) 取組の内容、方法

① 危機管理マニュアル（不審者侵入）の作成

ア 組織づくり

- ・ 統括指揮者（校長：全体の状況を把握し、適切な指示等を行う）
- ・ 情報管理者（すべての情報を管理し、必要に応じて情報の提供等を行う）
- ・ 連絡係（教職員への連絡・関係諸機関への連絡を行う）
- ・ 対応者（不審者への対応等を行う）
- ・ 避難誘導係（子供の避難、被害状況の把握等を行う）
- ・ 救護係（負傷者の確認・対応、救急搬送先の付き添い等を行う）

イ 不審者対応

- ・ 不審者の隔離場所
- ・ 職員室等への応援要請
- ・ 緊急事態発生の周知方法
- ・ 生徒の安全確保

ウ 事後対応

- ・ 生徒の安全確認
- ・ 負傷者の応急処置
- ・ 保護者への連絡
- ・ 生徒を保護者に引き渡す方法とその確認
- ・ 教育委員会及び関係機関等への連絡
- ・ 報道機関への対応
- ・ 心のケア対策

② 防犯訓練の計画立案

ア 学校環境の確認

- ・ 職員室、受付の位置、教室配置等
- ・ 不審者侵入経路の想定
- ・ 生徒避難経路の想定
- ・ 連絡手段の確認

イ 不審者の想定

- ・ 不審者の人数
- ・ 凶器の所持
- ・ 不審者の状況（隔離できるかなど）

ウ 時間の想定

- ・ 授業中、休憩時間、放課後など

エ 被害想定

- ・ 負傷者の有無

③ 警察への協力依頼

④ 警察と訓練内容の打ち合わせ

⑤ 訓練への参加者

⑥ 反省会（訓練によって明らかになった課題と対応方法など）

(3) 実践の成果

- ① 模擬体験による実践力の向上
- ② 教職員の連携による組織力の向上
- ③ 危機管理マニュアルの見直し
- ④ 不審者侵入に対する課題の分析

4 今後の課題

- (1) 頭で理解していても実際に行動するためにはかなりのトレーニングと慣れが必要であり、今後の訓練の進め方に検討を加えなければならない。
- (2) 防御方法・連絡体制の徹底など実際に行うことができるか。
- (3) 生徒の避難、確認連絡体制など臨機応変な対応がとれるか。